

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

1 デジタル社会の進展に伴う個人情報保護法制等の在り方

- テクノロジーの進展スピードが予想を超えて速く、AGI（汎用人工知能）がすぐに実現するような時代の中で、プライバシーをどのように守っていくかが重要な課題となる。個人情報保護法の対象は基本的には個人情報取扱事業者とされているが、コンピューターを使う個人が、事業者を超える時代になっているという点も踏まえて、制度設計を進めていただきたい。（別所直哉（一般社団法人日本IT団体連盟常務理事））
- デジタル社会における個人の権利利益の保護とデータ利活用についてバランスよく俯瞰的に議論を深めることが必須。我が国のデジタル社会をどうしていくのかという議論をした上で、個別の課題について深掘りしていくべき。また、個人情報保護法制の在り方に関する議論は、デジタル行財政改革会議における検討と整合する形で議論を深めるべきであり、日本としての戦略を打ち出して欲しい。また、サイバー攻撃などから個人情報を守るためには、規制を先に立てるのではなく、最先端の技術を知ること、自ら最先端技術を作り、取り組むことが重要。その上で、個人の権利利益の保護とデータ活用のバランスを取って議論いただきたい。（村上明子（一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会長））
- 個人情報の保護と利活用のバランスは非常に重要だが、昨今のAIをはじめとする技術の発展と、それに伴うビジネスの出現を考えると、簡単な話でもない。日本の技術やイノベーションをストップさせず、世界に伍していけるような制度設計としていくため議論をしていきたい。（関聡司（一般社団法人新経済連盟事務局長））
- テクノロジーの進展に伴う新しい課題に対応する場合には、個人情報保護委員会はタイムリーに議論をして、プロアクティブに成果を公表すべき。また、競争政策を議論するフォーラムの存在なども参考に、実務家や研究者を交えて活発に議論を行うべき。（岡田淳（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士））
- 個人の権利利益への直接の影響がある場合に、本人の関与の在り方をどのように考えるかが重要。生成AI等は直接的に個人の権利利益への影響はないように思われ、同意規律を緩める方向が基本的には妥当と思われる。他方で、いわゆるCookieや端末情報はプロファイリングによりターゲティングやリコメンデーションが行われるなど、個人の権利利益に直接の影響があるため、個人関連情報に該当することの妥当性を含め規律を具体的に考えるべき。（山本龍彦（慶應義塾大学大学院法務研究科教授））

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

1 デジタル社会の進展に伴う個人情報保護法制等の在り方

(つづき)

- 生成AIの広がりなどテクノロジーの進展の中で、個人情報保護法が旧態依然としたものにならないよう、動向を常に把握し、柔軟な見直しを行う視点が重要。（石井夏生利（中央大学国際情報学部教授））
- 技術の進展に伴い都度細かいルールをつくるのではなく、法執行の段階で一つ一つのテクノロジーとの関係で当てはめて考えられるよう、骨太で明快な基本的なプリンスプルを定めるべき。（石川智也（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士））

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

2 データ利活用と個人情報保護

- 住民情報をしっかりと管理して守りながら、利活用も進めていかなければならない。生成AIの活用やオープンデータ化等の情報技術が進展する中で、自治体は、どのようにこれらを生かしていくか、また効率的に業務を行っていくかといった課題に直面している。（村岡嗣政（山口県知事））
- データ利活用を含むデータ政策全体の中での個人情報保護制度の位置付けを意識することが求められている。個人データだけでなく、産業データも含めた利活用の在り方、IDデータ法に象徴されるデータのアクセス、共有促進の是非なども含めた全体的な政策の中で、個人情報保護委員会が果たしていくべき役割は大きい。データ利活用と保護をアクセルとブレーキの関係にとどめることなく、ポジティブに補完し合う車の両輪やガードレールとして位置付け、委員会としての独立した立場を堅持しつつ、データ政策全体の流れを見て、整合性のある形で適切な政策立案をしていくことが重要。（岡田淳（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士））
- AIについて、入り口段階では個人識別性のない情報を扱っていても、出力段階で個人情報が含まれる可能性もある。データ形式に関する個人識別性だけではなく、データの使われ方に関する議論も必要。（高橋克巳（日本電信電話株式会社社会情報研究所主席研究員））
- 自治体のデータ活用やAIシステムの導入検討の際、個人情報の取扱いの観点から、どこまで保護すれば良いのか現場の職員が判断できず、断念することが多い。現場の職員が判断できるよう、技術の進展に応じたあるべき保護措置についての議論を求める。（神谷俊一（千葉市長））
- データ利活用の仕組みをつくる上では、データ保護のガバナンスと一体的に議論されなければならない、個人情報保護委員会が監督権限を適切に行使できることが保障される必要がある。（石井夏生利（中央大学国際情報学部教授））
- 個人情報保護法上、同意を求めているのは一定の場面に限られる。あらゆる個人情報の取扱いについて同意が必要だといった理解を前提に個人情報保護法が利活用を阻害しているといった声もあるが、利活用を進めるためには、むしろデータを流通させるインセンティブや、データ流通を仲介する事業者の整理が重要ではないか。（石川智也（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士））

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

2 データ利活用と個人情報保護

(つづき)

- 事業者と消費者のニーズは必ずしも対立するものではなく、データの円滑な利活用が図られることで、企業が新しいサービスを提供できるようになり、消費者のニーズを満たすということもある。経済全体としてメリットがあるかどうかという議論が重要。（富浦英一（大妻女子大学データサイエンス学部長（独立行政法人経済産業研究所所長）））

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

3 個人・消費者と事業者との信頼

- データ利活用を促す仕組みの整備と個人情報保護法のアップデートとの整合性を確保することが最も重要。消費者の生活を豊かにするためには、個人情報を適正に利活用している事業者を消費者が信頼できる仕組みが必要。そのためには、個人情報が適正に扱われて、様々なサービス向上につながっているということが、もっと消費者に情報発信されないといけない。消費者が安心して事業者やサービスを選ぶことができ、自分自身で個人情報を守っていくためにはどうしたらいいか、情報発信の仕方を考えていく必要がある。（阿南久（一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事））
- 消費者は、自分の個人情報がどのように使われているか複雑で分からない中で、サービスを得るために同意をしており、このような状況は安心や信頼と呼べず健全ではない。個人情報保護委員会は、個人情報保護制度に関する司令塔なので、国民が個人情報の取扱いに安心・信頼できるよう、現実的な政策を積極的に検討すべき。また、制度化が難しいものについても、ソフトロー的な風潮を作っていくべき。（丹野美絵子（元個人情報保護委員会委員長（公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活専門相談員）））
- PETs（プライバシー強化技術）は、事業者と消費者との間のトラストの成立という非常に大事な点について、企業の規律遵守に関する透明性を高め、消費者の信頼を得るために有効な手法の一つ。（高橋克巳（日本電信電話株式会社社会情報研究所主席研究員））

4 個人情報取扱事業者のガバナンス向上

- AIガバナンスの担当部署はITやセキュリティ部門で、個人情報保護やプライバシーを担当している部署の関与度合いが非常に低い。このため、日本がデータ活用を進めていく上で、ボトルネックになるかもしれないという危惧がある。（小林慎太郎（株式会社野村総合研究所ICT・コンテンツ産業コンサルティング部グループマネージャー））
- 委託事業者から個人情報漏えいする案件があり、なかなか減っていかない状況。事業者のガバナンスの向上について、さらなる対策が必要。（神谷俊一（千葉市長））

5 民間の自主的取組へのインセンティブ

- ここ数年でデータガバナンスやプライバシーガバナンスに取り組む事業者は増えてきたが、コストとして捉えられ前向きに取り組まれていないのが実情。事業者の取組を進めるためには、インセンティブが必要。今般の3年ごと見直しの中には、課徴金制度について真面目にやっていたら減免するという観点が盛り込まれていて、事業者にとって追い風になる部分がある。（小林慎太郎（株式会社野村総合研究所ICT・コンテンツ産業コンサルティング部グループマネージャー））
- 個人情報の観点からの検討がなされないままに進んでしまうことをなるべくなくすような体制づくりが重要であり、プライバシーへの取組を会社に促すようなインセンティブとなる制度があると良い。（石川智也（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士））

6 隣接する法制も含めた俯瞰的な議論の重要性

- 全て個人情報保護法でカバーすることができるわけではなく、例えば、日本版DBS法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）などその辺縁も含めて、個人情報の保護と利活用の中核を担う個人情報保護委員会ですっかり確認し、情報共有いただきたい。（別所直哉（一般社団法人日本IT団体連盟常務理事））
- いわゆるスマホ新法で例外規定の中にプライバシーに関する規定が設けられたり、独占禁止法違反事例で個人情報の取扱いに関わる場面もあつたりと、消費者保護や競争法の領域との三位一体の観点も重要。（石井夏生利（中央大学国際情報学部教授））
- 競争法では、行為をカテゴリーカルに禁止する方法のほかに、コストベネフィットを分析して個別判断するという方法がある。個人情報保護の分野でもコストベネフィットを分析する方法を取り得るのか、今後の検討に期待。（冨浦英一（大妻女子大学データサイエンス学部長（独立行政法人経済産業研究所所長）））

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

7 法の基本構造の在り方

- 大局的・俯瞰的な観点が重要であり、現行法の構造のままで良いのかという大きな問題意識は継続して持ち続ける必要がある。個人情報保護法の体系や構成全体に大きな影響を与える問題について、正面から議論していくことが重要。活用されていない制度もあるため、足し算の発想だけではなく、整理統廃合の発想も持って、過去の経緯にとらわれることなく柔軟に考えていく必要がある。（岡田淳（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士））
- 個人情報保護法第1条の目的規定（「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」）について、①個人情報の利活用と保護が等価値であり、そのバランスを図るということなのか、②個人情報の有用性に配慮しつつ、究極的には個人の権利利益を保護する、つまり個人の権利利益保護にウェイトが置かれたものであるのか、改めて確認した方が良い。（山本龍彦（慶應義塾大学大学院法務研究科教授））

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

8 国際的な視点を持つことの重要性

- AI技術等の進展もあり、個人データの国際的な利活用が進んでいくからこそ、被害が起こるリスクが大きくなる。日本と外国における規制のハーモナイゼーションの観点から、日本のレギュレーションが消費者の安心に応えるものになればと考える。（河村真紀子（主婦連合会会長））
- 国際分野は専門性や継続性が非常に求められる分野であり、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）を推進する上で諸外国の個人情報保護制度の監督機関と信頼関係を維持していくことが重要。個人情報保護委員会には、事務局職員の国際的な経験を高めるため、教育研修などの取組の強化を期待。（石井夏生利（中央大学国際情報学部教授））
- 海外の事業者から見ると、個人情報と個人関連情報の区別や、提供するに当たって確認すべき内容が細かいなど、日本の個人情報保護法制は難しい。グローバルに法律を守ってもらう観点から、分かりやすい明快な方向性を目指すべき。（石川智也（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士））

「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合における主な御意見

9 その他

- 課徴金制度、団体による差止請求制度については、企業のデータ利活用の取組を萎縮させないよう、導入ありきではなく、慎重かつ丁寧な検討が必要。（村上明子（一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部長））
- 個人情報保護法相談ダイヤルは、直接国民の声を聴くことができるので、法の認知度や社会の実相を知る上で貴重なものであり、また、年間の相談実績が2万件を超えているので効果的な広報と認識すると良い。個人情報保護委員会事務局職員の研修に実習を組み込んでみてはどうか。また、同じく個人情報の相談窓口でもある国民生活センターとも定期的に情報交換を行うべき。（丹野美絵子（元個人情報保護委員会委員長（公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活専門相談員）））
- 企業が清々しくデータを使うためには、個人の権利利益が保障されていることが前提となる。個人情報保護委員会に対しては、データセキュリティに関する情報や知見が国民に適切に共有されるよう、体制整備や人材育成等に取り組むことを期待。（高橋克巳（日本電信電話株式会社社会情報研究所主席研究員））
- 懇談会における継続的な対話が、個人情報保護委員会の取組にインプットされ、委員会においてバランスの取れた議論がなされることを期待。（石井夏生利（中央大学国際情報学部教授））
- 主に公的機関に関わる規律の話になるが、こどもの個人情報については、こどもの権利利益を守るために、制度上の法定代理人の関与を高めようとする考え方がある。これについては様々な論点があり、議論の余地がある。（下井康史（千葉大学大学院社会科学研究院教授））
- 個人の権利救済手段の在り方の一つとしてはもとより、行政機関による不適正な個人情報の取扱いを予防・発見するという観点からの「実効性のある監視・監督の在り方」の一つとして、保有個人情報の開示請求において、情報公開・個人情報保護審査会では採用されているインカメラ審理を裁判手続にも導入することを検討すべきではないか。（下井康史（千葉大学大学院社会科学研究院教授））